

相談してねっ

今、子育て中の人は・・・

子育てが不安である、子育てが負担であると思われた時は、周囲の人々や相談機関に助けを求めることが大切です。



周囲の人は・・・

育児不安に悩む親の相談相手など、進んで手をさしのべてあげてください。

親のネットワークが広がっていけば、孤立を防ぎ、親の負担も軽くなっていきます。また、危険な状態と思えるときは、中央子ども家庭相談センターや身近にある市子ども家庭相談課などに相談することが必要です。



虐待されている子どもを見かけたら・・・

虐待の通告義務

児童虐待防止法では、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者は誰でも児童相談所（中央子ども家庭相談センター）や福祉事務所（高島市福祉事務所）へ連絡（通告）しなければならないと定めています。

子どもを守ることが最優先

子ども虐待の通告義務は、最優先されます。

また、これら子どもの福祉や教育に関係の深い方は、特に虐待の早期発見に努めなければならないとされています。

迷わず連絡を

虐待を疑ったら、まず市の子ども家庭相談課、中央子ども家庭相談センターや、あるいは地域の児童委員（民生委員）さんに連絡してください。

匿名の電話でもかまいません。



情報源は秘密

たとえ間違っても、あなたが責められることはありません。

通告した人のプライバシーは守られます。